

# 電気通信大学職員病児・病後児等保育支援事業実施要項

平成27年 7月29日

改正

平成29年 1月26日

平成30年 2月28日

(趣旨)

第1条 この要項は、職員（常時勤務する職員に限る。以下同じ。）がベビーシッター等を利用して病気又は病気回復期の子等を一時的に保育する場合における支援事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象及び支援金)

第2条 職員が次の各号に掲げる場合においてベビーシッター等を依頼した場合に、その費用に応じて別表に定める額の支援金を支給する。

- (1) 当該職員又は職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）（以下「職員等」という。）の子のうち満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「子」という。）であって病気の治療中又は病気の回復期にあるため集団保育が困難な者の保育のため
- (2) 職員等の病気、職員等の家族の介護、冠婚葬祭、出張、勤務上の都合等の職員の事情による一時的な子の保育のため

2 前項に定めるベビーシッター等には、ベビーシッター事業者のほか、次の施設等を含むものとする。

- (1) 病児・病後児専用保育施設
- (2) 通常、当該子を保育している保育所、幼稚園、認定こども園、家庭保育事業、学童保育等（以下「保育所等」という。）において、特に病児・病後児として当該子を保育し別途（付加）料金を支払う場合

(申請等)

第3条 支援金を申請する職員は、ベビーシッター等を利用した日から30日以内に男女共同参画・ダイバーシティ戦略室長に別に定める申請書を提出しなければならない。

2 支援金の利用は、各年度において職員一人につき2日までとする。

3 支援金の支給は、当該申請者指定の金融機関口座に振り込むことによって行う。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

ベビーシッター等の1日当たりの費用（申請者の支払額）	支援金の額
2,500円以上	2,500円
2,500円未満	実費相当額

この支援事業以外の補助制度を利用する場合には、表中「申請者の支払額」は、「この支援事業以外の補助制度により受けた額を除いた申請者の支払額」とする。